

発行所（郵便番号100）
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 堀内六郎
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円（年間購読料参千円）
 1979年3月25日発行
 第11巻 第3号
 （毎月1回25日発行）
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 11 No. 3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan



「常務」「月報編集責任者」退任の辞

Words of my Resignation from the Posts of
 “Managing Director” and “Chief Editor”

高須 裕 三
 Prof. Yuzo Takasu

社団法人スウェーデン社会研究所は、公器でありますゆえ、1人の人が実務執行の職を占める期間は長期に過ぎてはならぬと思われまふ。それゆえ、私は1977年の当所10周年記念行事の終了直後の総合委員会において口頭で「常務理事」辞任を申出て、それを受理すべき理事会の開催を要望しました。その後、理事会は1978年12月20日に開かれ、その席で他の重要人事案件とともに、私の「常務」辞任は認められました。

他の重要人事案件というのは、第1、大平理事長の一身上のご都合による「理事長」辞任。第2、西村理事の「所長」辞任。第3、平田理事の「所長」就任。第4、堀内事務局長の「常務」辞任でした。

これら人事のうち、第1・第2・第3については、この「月報」の昨年12月号に「お知らせ」として報知されましたが、私の件につきましてはここに筆を執り記録にとどめ、且つは会員の皆様方に、私の常務在任中の有形無形の御高配御鞭撻に対し、取あえず誌上をかりてご報告少々御礼申し上げたく存ずる次第でございます。

なおこの月報の「編集責任者」としても、私は創刊号よりその職務をつとめてきましたが、昨年12月号の分以後は、その責任から離れる結果と相成りました。編集責任者としての10年間、読者へのサービスを心掛けつつも、貧弱な出来が常習化して申訳なく存じております。また寄稿者のどなた様にも無料の勤労奉仕をお願いせざるを得ない

状況でしたことを心苦しく存じて居ります。

今後は原稿料などの予算をつけた態勢ができることを、後任の月報編集責任者のためにも希望しておきます。

常務理事退任に際し各方面の方々にご挨拶したきは山々ですが、紙幅もありませんので高諒をいただき、ここではまず3代にわたるスウェーデン大使以下大使館の方々のご厚意に感謝申し上げます。

当研究所の事業の一つたる日瑞文化の交流を具体的な仕事にしようとするときなど、しばしば松前会長の御高導を頂いて参りました。過去10年を省み、心より御礼申し上げます。

また、当研究所の法人会員の拡充や、特別の企画などに際しては、しばしば大平理事長の御高配を頂いて参りました。大平先生と時を同じうして私も離任した日、改めて感謝申上たことでした。

目 次

常務・月報編集責任者退任の辞……高須 裕三……1
ヘックシャー前大使にお会いして……西村 光夫……2
ワレンベルイ氏80歳を迎えなお健在……………2
婦人の軍務(2)……………小野寺 信……3
スウェーデン人と教育……………中村明雄要約……5
文献紹介「児童の世紀」……………高須 裕三……7
編集後記……………8
新刊のお知らせ……………8



ヘックシャー前大使にお会いして

理事 西村 光夫

Prof. Teruo Nishimura

ヘックシャー前駐日大使が久々に来日された。非公式の来訪だし、滞在日数も極めて短かいということで、非常に忙しい日程のようであった。わたくしは去年もストックホルムで寸時お会いしたが、折角東京に来られたのだし、御挨拶だけでもしたいと思い、無理を言って、30分ほど面会の時間を作って頂いた。3月15日午前11時半、大使館に赴くと、大使はフリッツォン情報参事官の部屋で待っていて下さった。時間があれば大使から聞きたいことは山ほどあるのだが、午後の約束をもっているというのでは仕方がない。やあしばらく、お元気ですか、御覧の通りと言った外は2、3の雑談を交えることが出来ただけであった。その雑談のなかで大使が一番力を入れて言われたことは今年の総選挙（9月16日施行）はとても重大だということであった。かれはかつて自由党の党首だったこともあり、社会民主党の側ではない。お前はどうかと逆に質問を受けたが、わたくしには個人としては現政権の持続を望むが、わたくしのスウェーデンの友人たちには社民の優勢を言うものが多いと答えるほかなかった。そうしたら大使はいやそれはいま五分五分で、その動向にはみな重大な関心を寄せているところ

だというお話だった。わたくしは9月初旬スペインに行く予定があるので、その前に貴国に立寄ろうかと思っていると云ったら、いや出来たらあとの方が良い。選挙の前だとみなそれに気をとられて落ち着かないからということであった。わたくしは選挙時に二度ほどストックホルムを訪れたことがあるが、それほど関心が高いとは思えなかったが、今年の場合特別の空気が予想されるのだろうか。前の前の選挙では社民が勝った。たまたまその翌日ミュルダール博士にお会いしたが、そのとき博士はかなり興奮されて、「どうだ、どうだ」と大声で喜ばれたことが思い出されるが、それは寧ろ例外で他の人々は割に冷静だったように思う。大使の話聞いて、こんどの選挙が人々からそれ程高い関心をもたれているなら、選挙当日頃ストックホルムを訪ねてみようかと思ったことである。

経済の話にはあまり立入る間がなかった。ただ段々改善されてきているということであった。大使は昨年から瑞日基金の理事になられたことであり、秋にはゆっくりストックホルムでお話し合おうということで、帰路の空路平安を祈ってお別れした。



ワレンベルイ氏 80歳を迎えなお健在

—Mr. Wallenberg is still going strong—

本年をもって80歳を迎えたワレンベルイ氏 (Marcus Wallenberg) はなおかくしゃくとして健在である。スウェーデン産業界の代表者として国際的に著名なワレンベルイ氏は、今なお産業王国の頂点にあり、大方の予想に反して、近年の経済危機からもかつてみないほど力強く苦境を脱出している。スウェーデンの週刊紙 Veckans Affärer の調べによれば、Asea, Electrolux, LM Ericsson, SKF, Saab-Scania, Alfa-Lavel, Atlas Copco, Astra, Fläkt-fabriken, Swedish Match, といった数多くの有名なスウェーデンの会社を包括するワレンベルイ・グループは、その従業員を1973年の398,000人から418,000人に増やしている。そしてこのグループは、今やスウェーデンのビジネス部門における7.5%を担って

いる。

スウェーデンの‘ゴールデン・クラブ’を構成する25社のうち、ワレンベルイ・グループ以外の主なものは、その強力な拡張で有名となっているチネビック・グループ (Kinnevik Group) である。チネビック・グループで最も知られているものは、鉄鋼・切断合金製造のSandvik社である。同社の競争相手のFagersta社は、最近チネビック・グループの一部となった。チネビックの会頭でありスウェーデン産業界の他の偉大な指導者故Hugo Stenbeck氏の後継者は、彼の令息Jan Hugo Stenbeck氏である。

‘Sweden Now’ 1, 1979より

(編集部)

婦 人 の 軍 務 (2)

Women in the military Service (2)

顧問 小野寺 信

Adviser Makoto Onodera

国防軍に勤務する婦人の取扱

地位 国防軍に勤務する婦人は、どこの国でもおしなべて階級を持ち、制服を着用している。彼女たちはこれによって、国際法的に、1949年8月12日のジュネーブ条約による軍人の地位を享有することができる。ただノルウェーのS I F要員だけは例外で、制服を着用するがシビル扱である。

ノルウェーではK I F一伍長、K I F一中尉等の階級名が使われている。デンマークではロッタおよびロッタ中隊長教育を受けたものはホームガード二等大尉の、半中隊の指揮者(中隊長代理)はホームガード中尉の、小隊の指揮者はホームガード少尉の、小隊長代理はホームガード伍長の肩書が授けられる。幹部はすべて階級章をつけることになっている。

スイスでは軍隊の階級は一切使われていない。というのは婦人には、階級にふさわしい資格が欠けていると見られているからだ。ただFHD(DER FRAUEN-HILFS, DIENST)の幹部教育を受けた婦人には

FHD-Kolonnenführer (FHD-継隊長)

FHD-Dienstchef (FHD-勤務長)

FHD-Dienstführer (FHD-勤務指導員)

FHD-Gruppenführer (FHD-分隊長)

等の名称を与える。

スウェーデンでは、軍属(civilmilifär)の階級が与えられるようにとの勧告が出ていたが、今回の措置によって英仏並になるはずである。

武装 ノルウェーとスイスは、婦人要員に携帯兵器さえ持たせない。デンマークでは民防を含み全員、スウェーデンでは国防軍に勤務するものだけ、武装することになっている。もちろん教育の中に、兵器取扱法が含まれている。射撃訓練はデンマークでは自由、スウェーデンでは必須教育科目とするように、勧告書が出ている。

採用と契約 最低採用年令は、ノルウェーおよ

びデンマーク18歳、スイス19歳である。35歳以下で採用されるのが普通である。スウェーデンでは18歳、訓練はその前に始まる。ノルウェーおよびスイスでは、採用のとき軍医の作製した健康証明書を提出することになっている。ときとして、特別の診察を要求されることがある。スイスでは、個人関係の調査が特に綿密を極める。デンマークでは、この種調査を行うのは居住地の地区委員会である。

スウェーデンでも恐らく、レントゲン診断と血液型と心理学検査が行われることになるであろう。なお、基礎訓練中に、当該者の幹部としての適否がいろいろな方法で試められる。この際特に重視されるのは心理試験である。

戦時のための篤志婦人軍隊服務契約の有効期間は、国によっていろいろ違っている。デンマークおよびノルウェーでは契約によって、少くも一年間服務しかつ所定の訓練を受け、動員業務を助けることが義務づけられている。契約は一年後に解約することができる。解約は通告3ヶ月後に効力を発生する。スイスの場合は、教育の外に13週間の戦時編制部隊における勤務が義務づけられる。解約の理由として認められるのは、妊娠と疾病と結婚だけである。スウェーデンでは、契約期間は4ケ年を相当とする意見が出ている。契約に含まれる条項で着目すべきは、戦時編制を以てする複習教育と戦備訓練への参加の義務づけと、戦備訓練間および戦時契約解約が認められないことである。もちろん兵役服務者と同じようと、休暇をとることができる。解約通告期間は6ヶ月である。もちろん、居住、食事、装備、医療等の無償、無料乗車(船)特典がある。なお、スイスでは軍務に従事する篤志婦人は、経済的に優遇されているのが目立つ。すなわちFHD婦人の80%は、国と雇主との間の協定によって貰える。スウェーデンは給与の点では、やや劣っている。

スウェーデンの婦人義勇団体の国防要員の教育期間と服務年令

この問題についてももう少し詳しく説明して見よう。

総合国防当局側からは各団体に対して第1表に示すような要求が出ている。表のうち、軍の常勤A一要員と臨時要員B一要員とに区分される。要員A・Bを通じ戦時職務を契約を契約しているものの数は、次のとおりである。

SBS メンバー約10,000人のうち約2,500人
 SRK メンバー約60,000人のうち約7,000人
 SLK メンバー約80,000人のうち約40,000人
 SKBRメンバー約14,000人のうち約7,000人
 A一要員の教育は国庫の、B一要員の教育は所属団体の負担である。

最も大切なA一要員の教育は、これを一般教育と業務教育に区分することができる。一般教育の科目は、総合国防の概要、ABC防護および看護サービス等である。

第1表

総合国防当局の義勇団体に対する要員要求

団体名	勤務区分	常勤要員	臨時要員
SBS			
軍		500	100
農業		3,000	2,000
獣医勤務		200	—
民防		—	400
計		3,700	2,500
SKBR			
軍		3,800	1,400
民防		3,000	500
衛生勤務		3,000	—
民間輸送機関		2,000	1,000
計		11,800	2,900
SLK			
軍		24,000	24,000
民防		1,000	5,000
民間指導機関		1,000	—
計		26,000	29,000
SBK			
軍		1,300	19,000
民防		—	2,500
医療サービス		—	10,000
計		1,300	31,500

専門教育においては充用される任務に関係する科目が授けられる。教育期間は第2表のとおりであるが、4年目毎に60時間または10日間の復習教育に参加するように義務づけられている。

A一要員のうち軍隊に勤務するものの階級別教育程度および年令制限は、第3表のように定められている。

第2表

コース	時間数(軍別)		
	陸	海	空
LKA(兵士)	96	60—70	108
LKB(兵長)	80—140	60—70	72
HK(下士官)	42—96	70—100	72
IK(教官)	184—200	165	144

第3表

階級	資格	服務年限(才)			
		SBS	SRK	SLK	SKBR
兵士	LKAコース卒	16—45	16—60	16—55	18—50
兵長	LKBまたはLKAと職務コース卒	18—45	18—60	18—55	20—50
下士官	HK卒またはLKBと職務コース卒	21—55	23—60	21—55	23—55
士官	HKと特別の職務コース、副官コース、人事コース卒	21—55	23—60	21—55	23—55

B一要員すなわちパートタイマーの服務年令は16乃至65歳、教育はそれぞれ所属の団体がアレンジするが、A一要員の教育の一部参加させる方法もある。教育時間は担当する職務によって違うが、10乃至45時間、最も長いのはホームガードの篤志看護婦の45時である。教育は個人別に毎年日を定めて行われるが、実際規則正しく行われているのはホームガード所属のロッタの分だけである。

むすび

要するにスウェーデンを初めとして、諸国は平戦両時を通じ、婦人の活動に大きな期待をかけているといえることができる。このような考えかたは、第二次世界大戦の経験に基くものである。今、婦人は家庭外でいろいろな方面で社会的にめざましく活動している。この活動の成果が、戦時人的資源の利用を効果的ならしめるために、平時軍事訓練を受けた婦人の防衛部門に正規軍人として進出する道を開いたのである。

スウェーデン以外の国では、篤志婦人が先ず第一に使われたのは、国防軍そのものであった。ス

ウェーデンの歴史は、これとは全く対蹠的に、広く総国防組織内で活動し、就中特に目立つのは、総国防組織内の市民防衛部における彼女たちの活動である。だが正規士官任用の点では遅れていた。本稿に引用したその他の諸国においても篤志婦人の活動が総国防組織の民防分野に重点を移すのは、将来戦の特性から見て、時間の問題であると言えることができる。

そもそも社会的に見ると市民防衛は、第二次世界戦争の生んだ防衛と社会との統合の現象であった。婦人の軍への職場進出は、婦人問題と防衛

問題の一種の総合と見做すことができる。いわゆる兵役制度のかべを超える乗入は、社会問題研究者にとって極めて興味深いことである。

参 考

- Sitig Marcus : Att vägra värnplikt 1970-No.1
Centralförbundet Folk och Försvar
Svensk tidskrift 1979-No.1
Sou, 1968-54 Frivillig-försvaret 1.
De frivillig försvarsorganisation
erna utom hemvärnet
PP 263-271

スウェーデン人と教育 —よりポピュラーとなった成人教育— The Swedes and their Education

シャーロット・ヴェント

教育は民主主義と繁栄にとっての重要な鍵の一つである。大衆の教育が高まるほど、国の政治過程における参加の機会も拡がり、教育が進歩するほど、産業や貿易は発展する。また、個人の生活資質も、良い教育によって保証される。

さて、スウェーデン中央統計局は、国民の生活水準調査の一環として、今後の教育計画遂行を可能にするために、このほど教育についての大規模な調査を行った。

その調査結果は、経済の平等化で全ての平等問題を解決できると信じている人たちを落胆させるに十分であった。というのは、教育的動機が、世代から世代へと受け継がれてゆくことが明らかとなったからである。親が義務教育以上の教育を受けているものは、彼ら自身良い教育を得ている。一方、親の経済事情は、彼らの教育水準に比較的小さな役割しか果たしていない。ところで今回の調査は、意識的教育政策や、ラジオ、テレビといった近代的コミュニケーションの手段は、こうした事実にわずかに影響を与えるのみであるということを確認するものとさせた。

にもかかわらず、スウェーデン人は概して知識への渴望を示し、大人といえども各種のコースに好んで出席している。1960年代から70年代を通じ、国は成人教育に多大の投資を行なった。1974年、全成人人口の32パーセントが、なんらかの型の教育にかかわっている。それは、とくに各種コースへの出席を好む女性において真実であるが、

必ずしもその結果を労働市場に産み出したわけではない。他の国と同様、女性は今だに同等の教育を受けた男性に較べると、熟練を要する仕事に携わることは少ないし、また給料も低い。

○学校制度

人びとの学習を妨げるものは何か。良い仕事や自己満足における高等教育の報酬とは何なのか。その回答を調査者は要求したのだった。

ところで、スウェーデンの繁栄に伴い、1950～75年の間に変化したスウェーデンの学校制度やその過程を述べることから始めよう。この時期における学校改革の目的は、全ての人に利用し得る教育をとということであった。

1950年までは、義務就学は6ケ年であり、その後、漸次9ケ年に伸ばされた。また、学校を続けたい人は、職業学校か、高等学校、中等以後の教育へと接続する中学校へ行った。一つの型の学校から、他の型へ移ることは困難なことだった。6ケ年を修了した時点で、自動車工になろうとするものが、他の生涯を選択しようとしても、それはほとんどできない袋小路のものであった。

しかし、人口増加が教育拡張を促し、1940年代のベビーブームは、新しい学校や新しい形式の学校を要求するに至った。教育改革は、1960年代の全生徒を第9学年まで一緒に教育する総合制基礎学校から始まった。さらに改革は進み、総合制高等学校になると、職業訓練コースや理論的コースは、同じ屋根の下に組み込まれ、これによって、

生徒はあるコースから他のコースへの移動が可能となり、また職業志向のコースの威信を高めたのであった。

1960年代の終りには、総合大学で学習コースの固定化へと変化をみたため、多くの学生はより早く卒業できるようになった。政府貸与による修学援助が、1965年に導入されたので、経済的理由で勉強できない人は、だれもいなくなった。このため、1960年代から70年代までの総合大学及び単科大学の学生数は、1950年の17,000人から、1965年の69,000人、さらに1976年の113,000人と、急激な増加を示したのであった。

教育改革は、若い世代の大部分の人がよい教育を受けている反面、僅か6ケ年しか学校教育を受けていない45歳以上の人がたくさんいることを意味する。

ここでいくつかの統計を見てみよう。25~34歳グループの11.5%は2ケ年以上の大学教育を受けているが、35~44歳グループでは8.1%、45~54歳グループでは5.1%、そしてそれ以上の年齢グループでは2.5%の僅かとなっている。9ケ年以下しか学校教育を受けていない人たちに対する年齢別区分による数字の割合は、もちろんこれと反対で、20~24歳グループでは8.6%、55~64歳グループでは63.6%にも及ぶ。

教育部門への大幅投資は、学校制度における被雇用人員の増加、1950年の73,000人から1970年の160,000人となっていることにも読みとることができよう。1950年の公財政支出教育費の対G N P比3%は、1970年には、7.2%もなっているのである。

○成人教育

1940年代の高出生率は、それにつづく1950年代まで、初等・中等教育の縮少を不可能とさせた。さて1960年代に入り、成人教育に力を注ぐところとなり、かつて機会をもてなかった人たちに学校に戻ることを得させ、経済の構造的合理化は職業転換を余儀なくさせ、いわゆる労働市場訓練を行なわせている。

また余暇時間に、娯楽の一種としての種々のコースに参加を希望している人がたくさんいて、とくに女性の間では伝統的手芸や語学などに人気がある。

1960年代、成人教育への投資が始まった時、その目的は、まず人々により良い様々な職業訓練を

与え、それによって国のより一層の経済成長を計るためのものだった。それはまた、かつて教育を受けられなかった人たちに、教育の機会を与えるためのものだった。しかし、今日ではその目的は変わってきており、各個人を高め、彼らの知識への渴望を満たすべきものとなっている。成人教育の諸コースについてさらに詳細に見てみよう。

成人教育協会は最も多い学生数を有し、政治団体、宗教団体、労働組合によって組織されている。そのコースは多くの場合、4~20人の人たちが週一度集まる学習サクルの形式をとっている。

政府の労働市場庁は、労働市場における個人を助けるということを目的とし、失業者を再訓練して、人手不足の生じている所へ職につかせている。

雇用者は労働時間内で短期間の職業志向の諸コースを設けている。

労働組合は、労働組合主義の諸コースを設け、また、国語、数学といったコースも設けている。

多くの場所で成人たちには彼らが若い時受けられなかった前期・後期中等教育を得られるように、特別学校を設けてある。授業は夜間が多く、国語、数学、英語、公民の基礎知識に重点が置かれている。こうして政府は特別な援助をしているのである。

○学んでいるのは誰か

調査結果は、すでに良い教育を受けた人たち、および成人教育に組み込まれた様々なコースに参加した人たちであることを明らかにした。そしてよく訓練を受け、熟練を要する仕事に就いている人は給料がよいということも。

女性は労働時間内における上級の訓練には、ごくたまにしか参加しないが、成人教育協会や、市町村成人学校によって運営されている諸コースには、男性よりも数多く出席している。そして男性は社会政治、経済、工業などの学科を学ぶのに対し、女性の大部分は、むしろ語学や手芸を選択しているのである。

種々のコースで学ぶ男性の、62%の人は、自分たちの職業訓練の一部として学んでいると言っているが、女性でこれと同じ回答をした人は41%しかない。

人びとをコースに出席させたり、家に留まらせたりするものは、仕事の交替や非社会的時間が重

大要素と考えられているが、今回の調査報告によるとそうでもないらしい。事実、学習に興味を抱いている人で、労働時間に妨げられている人は5%しかおらず、かわりに、「やるが多過ぎる」とか「それに打ち勝つことができない」とかいった曖昧な表現を理由として上げている人が半分いた。また子守りを理由に学習ができないといった人もいた。全体から見て、学習の障害となるものは、異った教育水準でも人びとにとっては同じものであり、異った職業集団内での相違は、さほど大きなものではないのである。

○学んだことはどこへ通じるのか

学習によって得られるものは、良い仕事、高サラリー、大きな自己満足なのだろうか。男性にとってはこれは当てはまっている。また、人は学習によって経済的恩恵を得る。後期中等教育を受けたグループの人の平均収入は、月、2,400 クロナと9ヶ年以下の学校教育を受けている人より高い。これは45~64歳までの人たちの場合の数字だが、青年や中年の人たちにとっては、その差は大きくない。女性にも男性と同じ様に、学習によるサラリ

一の差がある。しかも女性は男性よりサラリーが低く、また単調な仕事に就くことがごく普通とされている。女性で、45~64歳のうち、後期中等教育を受けた人の81%は適切な職についており、9ヶ年の学校教育を受けた人の場合だと57%である。このように、高等教育を受けた人は貧弱な教育を受けた人よりも広範囲な職についているといえる。男性にとってもとくにそうである。学習によって金銭をより得るということは明らかだが、危険なことは高等教育を受けた人と、そうでない人との間に隔りが拡がり続けているということである。教育を受けた人の子供は親に影響されより勉強し、逆に教育を受けなかった人の子供はあまり学習に興味を示さないという具合に悪循環をくり返す。いずれにせよ、今回の中央統計局の調査結果を受けて、福祉国家スウェーデンがこれらの問題をうまく処理できるように、専門家や政治家は、さらに考え続けてゆかねばならない。

(‘Current Sweden’ No. 210
Feb. 1979 より、中村明雄要約)

文献紹介

Book Review

エレン・ケイ 著
小野寺信・百合子共訳

「児童の世紀」

Joint Translation of “Ellen Key, Barnets århundrade, 1900”
by Makoto & Yuriko Onoderas

富山房百科文庫

高須 裕 三

Prof. Yuzo Takasu

スウェーデン社会研究所創設の準備段階からの功労者たる小野寺信・百合子ご夫妻が、このほど富山房百科文庫の一冊として「エレン・ケイ、児童の世紀」を共訳された。お二方は6年前に同じくエレン・ケイの「恋愛と結婚」を岩波文庫から共訳公刊されている。両書ともスウェーデン語の原本からの直接の訳で、その真面目な不断のご精進の程、敬服のほかなく、日瑞文化交流史に不滅の共有財産を残された功績はまことに大きい。

その「訳者後記」の終り近くに、

「原著刊行以来すでに80年に近く、評判の名文に用いた正字法も文体も、いまとなっては古く、引用された事例には歴史の彼方に消えたものも少なくない。訳者は、その名文の調子と行間の含蓄をなるべくそのまま読者に伝えるように努力した」とあるが、そのご苦心のほどお察しするに余りがある。

およそ古典を訳する人に必要な1条件として、訳者が昔のこのことのみならず今日の問題についても批判力と解釈力をもつべきことが挙げられよう

が、この線についても、この2人の訳者は十分な資格の所有者であると私には思われる。読者がまず冒頭の「解題」を味読されれば、同様の感を抱かれるであろう。

その「解題」においては、まずエレン・ケイの一生が、彼女の生きた19世紀から20世紀にかけてのスウェーデン社会史を背景にして、簡にして要を得た筆の運びで解説されている。

家庭環境にも天賦の才にも恵まれたケイの人格の成長発展につれて、彼女の業績の数々が語られるが、訳者は彼女の欠点についても客観的に指摘することを怠ってはいない。

さて「解題」は、最後に近い所で一転してケイ死後50年の今日の「高度社会福祉国家」スウェーデンの問題点の核心に触れてくる。1930年代以降のスウェーデン社会政策の進展は、かつてケイが要求した施策や制度をほとんど現実にしてきた。「しかし彼女は、今日の高福祉に伴う高負担を予想しただろうか？」と。

教育面ではその機会均等がかつてのケイの希望通りに実現してきた。「だが、エレン・ケイの望み通りに進んでいないものがある。それは幼児の母が家庭に帰らないことだ」と。

この寸鉄の一言、まさにこんにちのスウェーデンの問題点の核心を衝いており、同時にそれは日

本のわれわれの最も大切な問題点でもある。

「解題」はさらに傾聴すべき文字を連ねている。すなわち「エレン・ケイの主張した『社会の母性』が危うくなってきた。生活程度は向上するが、生活費はかさみ、母親も働かねばならなくなり、働くとも収入は増加するが税金は高くなり、生活費が不足して母親の労働が必要となってくる。生活費と労働、収入と税金の循環は、貨幣の支配する文明国では容易に断たれそうもない」という一句は、まことに「近代」の文明を延長して「現代」福祉国家を築こうとしている「先進」諸国の錯誤に対する頂門の一針であろう(傍点は高須)。

さてこのケイの「児童の世紀」は、1900年という今世紀の第1年に世に問われた母親・児童・家庭・教育に関する論説集であり「家庭を国民教育の中心とする意味で、母よ家庭に帰れ」と呼びかけたものであった。ところが「近代化」が偏って急進展したために、家庭が生産の場・教育の場たることを失い、核家族化、さらに家族崩壊へと進出した所に、今日の社会悲劇の根拠があるのである。

この書の「訳者後記」の最後の日付が「1979年国際児童年初春」と記されているのを見て巻を閉じるとき、この書が児童に関心をもつ万人によって今年中に味読されることを私は期待したい。

編集後記

編集責任者の更迭

高須裕三理事には、このほど本月報の編集責任者を辞任されました。高須理事は皆様ご承知のとおり、昭和43年1月の創刊号より約11年間にわたりその編集に尽力され、その間ご自身でも多数の貴重な論文を執筆し紙上を飾られました。当研究所の会員の期待への大きな貢献に対し心より敬意を表します。

今後の編集は、当研究所理事の中嶋博早稲田大学教授および同理事の丸尾直美中央大学教授が担当され、発行関係の事務を堀内六郎理事が担当することになりましたのでお知らせいたします。

この機会に、会員各位の本月報へのご寄稿あるいはその編集に対するご意見をお願いいたします。ご寄稿に対しましては文字どおりですが薄

謝を呈する心算でございます。

新刊のお知らせ

エレン・ケイ

児童の世紀

小野寺信 訳
小野寺百合子

当研究所顧問小野寺信氏および同理事小野寺百合子氏ご夫妻が共訳された上記の本が富山房より出版されました。本月報中に高須裕三教授がその書評を掲載されましたので併せてご紹介いたします。